

大野城太宰府環境施設組合処務規程

昭和 59 年 1 月 30 日
規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大野城太宰府環境施設組合事務局(以下「事務局」という。)の組織事務の処理及び職員の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第 2 条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)及びその他の職員を置く。

(職務)

第 3 条 局長は、組合長の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

(所掌事務)

第 4 条 事務局の事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会及び監査に関すること。
- (2) 条例、規則及び規程の改廃、制定等に関すること。
- (3) 人事、予算、決算、出納、その他財務会計事務に関すること。
- (4) 大野城環境処理センターの管理運営に関すること。
- (5) 職員の任免、給与、賞罰及び身分に関すること。
- (6) 職員の服務、規律、研修及び福利厚生に関すること。
- (7) 文書の收受、発送、保存、及び公印の管理に関すること。

(専決事項)

第 5 条 局長の専決事項は次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分掌に関すること。
 - (2) 職員の旅行命令(宿泊を伴う場合は課長補佐以下に限る。)、出勤管理及び休暇に関すること。
 - (3) 職員の時間外又は休日勤務命令に関すること。
 - (4) 事務局の庶務及び別表に定める範囲内の予算執行に関すること。
 - (5) 文書の收受、発送、保存等に関すること。
 - (6) その他一般的な事務処理に関すること。
- 2 前項に定める専決事項であっても、重要又は異例なものについては、組合長の決裁を受けなければならない。

(幹事会)

第 6 条 組合事務の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成団体の副市長及び関係部長並びに課長をもってこれに充てる。
- 3 幹事会は、組合の議会に付議すべき事件をあらかじめ審議するため又は事務の連絡調整の必要が生じたとき、組合長がこれを招集する。
- 4 幹事会の統括は、組合長が属する構成団体の副市長とする。

(その他)

第 7 条 別に定めるもののほか、職員の任免、服務その他の身分取扱い及び文書取扱いについては、大野城市の例による。

附 則

この規程は、昭和 59 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年規程第 1 号)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規程第 1 号)

この規程は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 1 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 20 年規程第 1 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和 5 年規程第 1 号)

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表

予算執行に関する専決事項

区分		支出負担行為	
		参与	局長
1	報酬		全額
2	給料		全額
3	職員手当等		全額
4	共済費		全額
5	災害補償費		全額
6	恩給及び退職年金		全額
7	報償金		全額
8	旅費		全額
9	交際費		全額
10 需用 費	食糧費	20 万円を超える金額	20 万円以下
	その他		全額
11	役務費		全額
12 委託 料	通常の委託業務	1,000 万円以下	500 万円以下
	工事 委託 業務	入札によるもの	3,000 万円以下
	随意契約によるもの	2,000 万円以下	500 万円以下
13	使用料及び賃借料	1,000 万円以下	400 万円以下
14 工事 請負 費	入札によるもの	1 億 5,000 万円未 満	5,000 万円以下
	随意契約によるもの	1,000 万円以下	700 万円以下
15	原材料費		全額
16	公有財産購入費	2,000 万円未 満	1,000 万円以下
17	備品購入費	500 万円以下	300 万円以下
18	負担金補助及び交付金	100 万円以下	50 万円以下
19	扶助費		
20	貸付金		
21	補償、補填及び賠償金		
22	償還金利子及び割引料		全額
23	投資及び出資金		全額
24	積立金		全額
25	寄付金		

26	公課費		全額
27	繰出金		全額

備考

- 1 支出命令は、各節とも全額局長専決とする。
- 2 歳入(収入命令通知を含む。)は、全額局長専決とする。
- 3 戻入、科目更正及び清算は、すべて局長専決とする。
- 4 予備費充用は参与専決とする。
- 5 歳出予算内の流用は、局長専決とする。
- 6 支出負担行為の変更(取り消しを含む。)については、変更前又は変更後のどちらか高いほうの金額に対応する決裁権者の決裁を受けなければならない。
- 7 歳入歳出外現金は、局長専決とする。